

欧州で見直される富裕税

東京財団政策研究所 研究主幹
中央大学 法科大学院 特任教授 **森信 茂樹**

20世紀の欧州では、多くの国でネットの金融資産・実物資産に課税する富裕税が導入されていた。しかし、資本の自由化が進むなかで資本逃避が進んだことから、1990年代ごろまでに、ドイツ、スウェーデンなど多くの国で富裕税は廃止されていった。ドイツでは、80年代にはGDP比0.3%の税収規模を誇っていたが、90年代には0.2%と低下し、97年にとうとう廃止された。フランスでは、いまだ富裕税は維持されているものの、マクロン大統領は、富裕税の大幅な改組・縮小を行った。現在富裕税が残っているのは、フランス、ノルウェー、スイスなど数か国となっている。

一方スペインでは、2008年に廃止された富裕税が、財源対策の観点から2011年に復活された。2,000億円程度の税収が主として州の財源となっている。暫定的な復活といわれているが、スペインの復活は、富裕税に新たな意義を見出すものとの再評価のきざしを見せ始めている。

きっかけは、ピケティ氏の世界的なベストセラー「21世紀の資本」の発刊である。所得・資産格差問題への対応が必要として、「100万ユーロを超える金融資産、不動産の合計(時価)から負債を差引いた純価値を課税ベース

とし、1%、2%という累進税率」での資本税(富裕税)を提言した。前提として、タックスヘイブンを含んだ資産情報の透明性の確保、世界各国の協力を挙げている。

これを受けた形で、欧州のシンクタンクから2017年に、「European Wealth Tax」なる提言も行われている。内容は、純資産が100万ユーロを超える者に1%、5百万ユーロを超える者に1.5%の税率を課すというもので、EU諸国協力体制の下で導入すれば、GDPの1.5%、1,562億ユーロ(約16兆円)の税収が得られるという内容である。この税制の影響を受けるのは4.8%の家計で、純資産の0.3%の実効税率の引上げになる、と試算されている。

資産を持つ者への課税は、世界的に拡大している格差への対応という大義名分があり、公平の見地からは国民に受け入れられやすいという政治的・社会的な理由がある。折からのポピュリズム旋風に乗って、この政策を担ぐ政党が出てくるかもしれないという予測もある。

富裕税の衰退は、金融のグローバル化の下で、外国への資金逃避が生じることや、資産の適切な評価が困難であるという税務執行上の理由があげられてきた。隣国に、スイスと

かルクセンブルクといったタックスヘイブン、とりわけ高い銀行機密の国が存在しており、国境を越えて金融資産が容易に移動できることがネックとなっていた。

しかし、近時OECDレベルで、タックスヘイブンやスイス・ルクセンブルクも巻き込んだ情報交換網の整備が驚異的に進み、さらにはITを活用した資産の評価方法も進化しており、富裕税の問題点は大幅に解消されてきた。

富裕税を巡る評価は、はっきり2分されている。資産というのはすでに勤労を終えた結果なので、これに対する課税の強化は、勤労意欲や経済成長にマイナスの影響を与える度合いが少ないという見解に対し、貯蓄が課税

されると資本蓄積に大きな影響がおよび経済効率の低下につながるという有力な反論がある。また、実物資産の評価は容易ではなく、執行コストがかかるという問題もある。わが国で、戦後シャウプ勧告に基づき導入された財産税が、3年後に廃止されたのは、主としてこの理由からで、富裕税の持つ最大の欠点といえよう。

ポピュリズムの蔓延する欧州諸国では、スウェーデンに見られるように、極左と極右政党が移民問題で手を結ぶというような動きも見られ、政策面では混とんとした状況が巻き起こっている。富裕税を巡る欧州の議論からは、目が離せない。